



飯野海運株式会社

第134期

報 告 書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

目 次

事業報告	1
連結計算書類	24
連結貸借対照表	
連結損益計算書	
連結キャッシュ・フロー計算書の要旨(ご参考)	
計算書類	26
貸借対照表	
損益計算書	
監査報告書	28

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

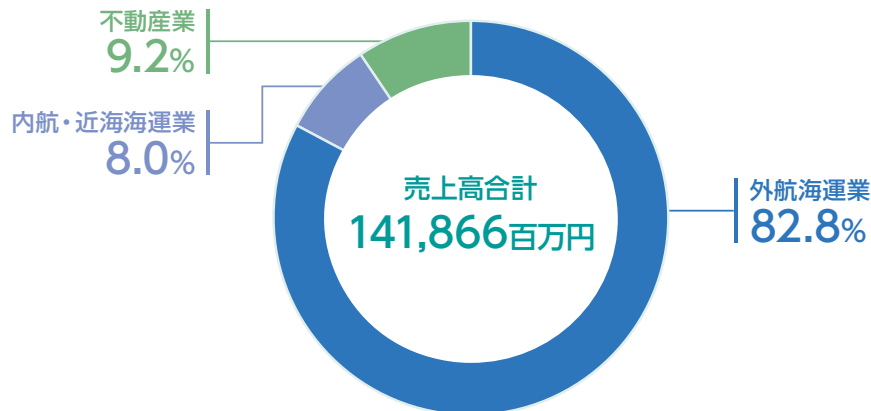
当連結会計年度（以下、「当期」という。）の世界経済は、インフレの落ち着きによる実質所得の持ち直し等を背景に、総じて底堅い成長を維持しました。

米国では、良好な雇用環境や堅調な個人消費に支えられ、高い成長率を維持しましたが、米国の関税政策による不確実性の高まりや、先行き不透明感から期末にかけて景気の減速感が強まりました。欧州では、製造業の低迷が長期化しているものの、インフレ圧力の緩和から個人消費が回復し、全体として緩やかに持ち直しました。中国では、政府による景気刺激策の効果や米国による関税引き上げ前の駆け込み輸出により持ち直しの動きが見られたものの、輸出の反動や不動産市況の低迷から、本格的な回復にはつながりませんでした。我が国の経済は、物価の上昇から個人消費の停滞が懸念材料とされるものの、堅調な企業収益が設備投資を支え、緩やかに回復しました。

当社グループの海運業を取り巻く市況は、紅海情勢の影響による船腹需給の逼迫が依然として続いたことから、当社が主力とするケミカルタンカーにおいては引き続き高い水準で推移しましたが、全体としては前期と比べて低調な推移となりました。このような状況の下、当社グループでは、既存契約の有利更改や効率配船への取り組み等により、運航採算の向上を図りました。不動産業においては、当社所有ビルが順調な稼働を継続したことから、安定した収益を確保しました。

以上の結果、売上高は1,418億66百万円（前期比2.8%増）、営業利益は171億円（前期比10.3%減）、経常利益は173億68百万円（前期比20.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は183億67百万円（前期比7.0%減）となりました。

(報告セグメント別売上高及び構成比)



報告セグメント	第133期 (2023年度)		第134期 (2024年度)		売上高の 前期比増減 (%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
外 航 海 運 業	114,782	83.3	117,501	82.8	2.4
内 航 ・ 近 海 海 運 業	10,278	7.3	11,343	8.0	10.4
不 動 産 業	12,973	9.4	13,103	9.2	1.0
計	138,033	100.0	141,947	100.0	—
セグメント間の内部売上高又は振替高	△83	—	△81	—	—
合 計	137,950	—	141,866	—	—

(注) △は減少を表示しています。

(注) 当連結会計年度より、組織変更に伴い、従来「外航海運業」に含めていた一部船舶について、報告セグメントの区分を「内航・近海海運業」に変更しております。前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを記載しております。

為替価格 (当期平均)	¥152.73/US\$ (前 年 同 期 ¥143.82/US\$)
船舶燃料油*単価 (当期平均)	US\$612/MT (前年同期US\$620/MT) *適合燃料油

各セグメント別の状況

外航海運業

売上高

1,175 億 1百万円

営業利益

131 億 84百万円

大型原油タンカー

大型原油タンカー市況は、最大の原油輸入国である中国向け荷動きの低迷により年末にかけて軟調に推移しましたが、年明け以降は米国によるロシアへの制裁強化を背景に上昇し、総じて堅調に推移しました。

当社においては、支配船腹を長期契約に継続投入し、安定収入を確保しました。



SOxスクラバー搭載VLCC
富士山丸(五代目) 312,499DWT

ケミカルタンカー

ケミカルタンカー市況は、当期を通じて新造船の竣工が限定的であったことに加え、紅海周辺の治安悪化による迂回輸送により船腹需給は引き続き引き締まっており、市況は依然として高い水準で推移しましたが、第3四半期以降は中国の景気回復の遅れや競合するプロダクトタンカー市況の軟化等を受け徐々に弱含みました。

当社においては、基幹航路である中東域から欧州及びアジア向けをはじめとする安定的な数量輸送契約に加え、高運賃のスポット貨物を取り込んだことで、好採算を確保しました。



メタノール二元燃料主機関搭載船
CREOLE SUN 49,760DWT

■ 大型ガス船

大型ガス船のうち、LPG船市況は堅調な米国からの荷動きを背景に底堅く推移しましたが、パナマ運河の通航制限の緩和等もあり、船腹余剰感からスポット運賃は前期と比べて低調に推移しました。LNG船市況は、新規プロジェクトの稼働開始の遅れや新造船の流入等による船腹需給バランスの悪化を主因に、スポット・定期用船市況ともに下落し、特に第3四半期以降は史上最安値圏に低迷しました。

当社においては、LPG船・LNG船共に、既存の中長期契約を中心に安定収益を確保しました。また、経営資源の有効活用及び資産効率向上のため、LNG船1隻を売却しました。



LPG二元燃料主機関搭載VLGC
OCEANUS AURORA 91,000m³

■ ドライバルク船

ドライバルク船市況は、活発な海上輸送需要を背景に第2四半期までは堅調に推移しましたが、中国経済の減速による輸送需要の減少もあり、以降は軟調に推移しました。

当社においては、専用船は順調に稼働し安定収益確保に貢献しました。ポストパナマックス型及びハンディ型を中心とする不定期船隊では、第2四半期までは好市況を享受出来た部分もあり、想定通りの収益を確保しました。



ハンディばら積み船
REGINA ISLAND 39,940DWT

以上の結果、外航海運業の売上高は1,175億1百万円（前期比2.4%増）、営業利益は131億84百万円（前期比12.7%減）となりました。

内航・近海海運業

売上高 113 億 43 百万円

営業利益 4 億 54 百万円

■ 内航ガス

内航ガス輸送の市況は、プラントの修繕や内需の冷え込みにより、当期を通じて荷動きが低調でしたが、船腹需給の逼迫により、前期と同水準で推移しました。

当社においては、既存の中長期契約を中心とした効率配船により、運航採算を確保しました。また、船隊整備のため、当第4四半期に高压LPG船1隻を売却し、代替船となる同新造船1隻が竣工しました。



エチレン船(冷凍タイプ)
岐山 1,549m

■ 近海ガス

近海ガス輸送の市況は、中国経済の回復鈍化により、プロピレンや塩化ビニルモノマーの輸送需要は当期を通じて低調であったものの、新造船の竣工は限定的であったことから、当社の主力とするアジア域の高压ガス船市況は引き続き堅調に推移しました。

当社においては、既存の中長期契約に基づき、安定的な収入を確保しました。

以上の結果、内航・近海海運業の売上高は113億43百万円（前期比10.4%増）、営業利益は4億54百万円（前期比2.5%増）となりました。

不動産業

売上高 131億 3百万円 営業利益 34億 62百万円

不動産賃貸

東京都心のオフィスビル賃貸市況は、空室率が前年同期と比べて改善したことに加えて、新築大型ビルへの集約移転や利用面積の拡張等から、賃料水準は上昇しました。

当社所有ビルにおいては、オフィスフロアは順調な稼働を継続し、安定した収益を維持しました。商業フロアは、一部空室を残しているものの、飲食テナントを中心に売上の回復傾向が見られました。

英国ロンドンのオフィスビル賃貸市場においては、好立地で高グレードなビルの需要は引き続き堅調で、空室率が低く賃料も安定的に推移しており、前年同期と比べ改善傾向となりました。

当社所有ビルにおいては、当第4四半期に一部オフィスフロアのテナント退去に伴い減益となったものの、前期末に取得した二棟目のオフィスビルが順調に稼働しました。

不動産関連事業

イイノホール&カンファレンスセンターにおいては、文化系催事が堅調に推移しており、ビジネス系催事の回復も継続しているため、稼働は改善に向かいました。

不動産関連事業のスタジオ事業を運営する㈱イイノ・メディアプロにおいては、広告、カタログ、雑誌等、幅広い案件を受注しており堅調に推移しました。



イイノホール



飯野ビルディング(2011年竣工/写真左)
日比谷フォートタワー(2021年竣工/写真右)

以上の結果、不動産業の売上高は131億3百万円（前期比1.0%増）、営業利益は34億62百万円（前期比1.5%減）となりました。

2. 資金調達の状況

当社グループの当期の所要資金は、主に自己資金及び金融機関からの借入金で賄いました。

3. 設備投資の状況

当社グループでは、十分な調査、採算予想、付随するリスクと対応策に基づき、今後の成長が見込まれる分野に重点的に投資を行っています。

当期には無形固定資産に対する投資を含めて総額344億86百万円の設備投資を実施しました。その主なものは、外航海運業においては、購入した船舶への支払を中心に合計220億32百万円、内航・近海海運業においては、期中に竣工した船舶への支払を中心に合計14億13百万円、不動産業においては、不動産の取得を中心に101億94百万円の設備投資を実施しました。

4. 対処すべき課題

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「安全の確保を最優先に、人々の想いを繋ぎ、より豊かな未来を築きます」という企業理念のもと、社業の基盤である安全の確保を最優先に、当社グループが持続的に成長するため、ステークホルダー・社会との対話を通じて、安全に加えて様々な価値を提供することを経営方針としております。

企業理念体系の詳細につきましては、以下をご参照ください。

<https://www.iino.co.jp/kaiun/company/philosophy.html>

(核となる事業)

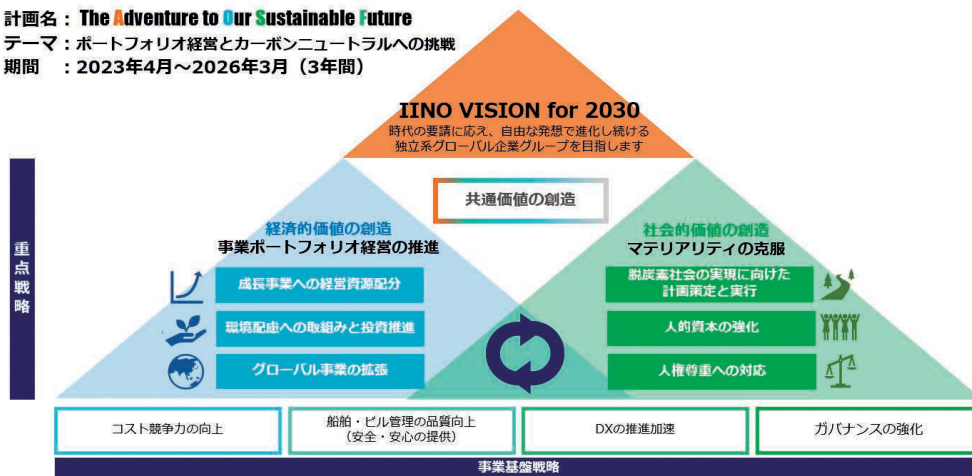
企業集団の人的・物的資源を生かしながら、当社グループは引き続き次の3つの事業を核として推進します。

- ・全世界にわたる水域で原油、石油化学製品、液化天然ガス（LNG）、液化石油ガス（LPG）、発電用石炭、肥料、木材チップなどの基礎原料の輸送を行う外航海運業
- ・国内、近海を中心とした水域で液化天然ガス（LNG）、液化石油ガス（LPG）、石油化学ガスなどの基礎原料の輸送を行う内航・近海海運業
- ・東京都心とロンドン中心部における賃貸オフィスビルの所有、運営、管理及びメンテナンス並びにフォトスタジオの運営を行う不動産業

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、2023年4月から開始する3年間の中期経営計画「The Adventure to Our Sustainable Future」（計画期間：2023年4月～2026年3月、以下「本計画」という）を2023年4月より進めています。本計画では、事業ポートフォリオ経営とカーボンニュートラルへの挑戦をテーマに定め、長期目標としてのIINO VISION for 2030の実現に向けて、共通価値の創造をより力強く推進していきます。重点戦略としては、事業ポートフォリオ経営による持続的な成長と、マテリアリティ（サステナビリティ重要課題）の克服を両立させる諸施策を推進していきます。

計画名：The Adventure to Our Sustainable Future
 テーマ：ポートフォリオ経営とカーボンニュートラルへの挑戦
 期間：2023年4月～2026年3月（3年間）



<重点戦略への取り組み>

各重点戦略の具体的な推進事項と2024年度における主な取り組みは以下のとおりです。

	重点戦略	推進事項	主な取り組み内容
事業ポートフォリオ経営の推進 経済的価値の創造	成長事業への経営資源配分	- 脱炭素化の加速により成長が見込まれるガス船事業の強化・拡充 - 競争力の向上やシナジー創出に繋がる戦略投資の実行	二元燃料LPG船が竣工し、LPG 二元燃料主機搭載の Ice Class VLCC の造船契約締結、本邦初となるメタノール二元燃料主機を搭載するVLCCの造船契約を締結
	環境配慮への取組みと投資推進	- サステナブルな貨物輸送への対応継続 - 環境負荷低減に資する船舶や不動産への投資とその管理ノウハウの蓄積	- ゼロエミッション燃料として注目されるアンモニア燃料への将来的な切り替えが可能な本邦海運会社初のアンモニア運搬船が竣工 - 石炭専用船向け世界初風力推進補助装置ローターセイルを当社石炭専用船とVLGCに搭載
	グローバル事業の拡張	- 各事業の既存ネットワークを活かした横断的な営業展開 - 成長の見込めるエリア（特にアジア～中東～欧州）での事業を拡張	不動産において、既存の英国不動産ビジネスで積み上げたノウハウとネットワークを活かし2棟目となる英国物件を取得し、海外不動産事業を拡張
マテリアリティの克服 社会的価値の創造	脱炭素社会の実現に向けた計画策定と実行	2050年カーボンニュートラルを達成するロードマップの策定 - 次世代燃料船や木造オフィスビルの研究と投資の推進	- スタートアップと協働して船舶燃費格付制度（CII）対応 - 米ダラスにおける木造7階建てESG 配慮型オフィス竣工 - 脱炭素投資促進を目的としてICP導入・運用開始
	人的資本の強化	人材への投資とその価値を引き出す戦略を推進し、会社と従業員が共に成長する好循環を確立	- 多様性（外国人、中途採用、性別）ある人材の採用と育成・強化 - 海外短期研修への派遣 - 当社従業員を対象としたエンゲージメントサーベイの実施 - 内航船舶員の自社養成
	人権尊重への対応	- 構築した人権デューデリジェンスの枠組みの下、PDCAサイクルを深度化 - サプライチェーンを含めた人権対応体制を確立	- 人権デューデリジェンスの継続実施 - Maritime Anticorruption Networkへの加盟 - グループ内で全役職員を対象とした人権研修を実施 - 外部通報窓口の設置

当社のマテリアリティは事業への影響と社会への影響の2軸を基準として、ステークホルダーの意見を基に取締役会で議論を行い特定しています。マテリアリティと当社の経営戦略とを結合させ、マテリアリティを克服することで、社会的価値の創造を目指します。

また、サステナブルな社会の実現に貢献していく当社グループの姿勢を明確にするため、「飯野海運グループ サステナビリティ基本方針」を策定しました。サステナビリティを重視した経営を通じ、中長期的な企業価値向上に努めます。

マテリアリティの克服への取り組みの詳細については次頁のとおりです。

これらのマテリアリティは、各部・グループ各社の年度ごとの業務遂行計画で進捗管理をしていきます。また、外部環境の変化にも対応するため、PDCAサイクルに基づき、取締役会において議論・評価を行い、定期的に見直すことで取り組みを推進します。

なお、当社のサステナビリティへの取り組みの詳細につきましては当社ホームページをご参照ください。[\(https://www.iino.co.jp/kaiun/csr/\)](https://www.iino.co.jp/kaiun/csr/)

本計画の詳細につきましては当社ホームページをご参照ください。
[\(https://www.iino.co.jp/kaiun/ir/manage/plan.html\)](https://www.iino.co.jp/kaiun/ir/manage/plan.html)

カテゴリー	マテリアリティ	リスクと機会	主な取り組み内容
Environment ・新しい設備、技術、燃料の導入とDX活用で地球環境を保全	●脱炭素社会の実現 積極的な新設備・技術・燃料の導入 再生可能エネルギーの活用 省エネ技術の積極的採用 KPI：温室効果ガス（GHG）削減率	（リスク） ・保有資産やノウハウなどの知的資本の陳腐化が加速 ・脱化石燃料で海上荷動きが変化し輸送量が減少 ・異常気象により航海やビルの安全が阻害 （機会） ・環境対応したサービスを顧客に適正な価格で提供 ・各環境規制を先取りし顧客と協働して新技術を実装 ・脱化石燃料で生じる新しい海上荷動きの取り込み	・二元燃料船の建造/竣工 ・風を推進力とするローターセイルを石炭専用船/二元燃料主機搭載VLGCに設置し、航路最適化システムを導入 ・スタートアップと協働して船舶燃費格付制度(CII)対応 ・脱炭素社会に向けたロードマップ作成 ・米国ダラスにおける木造7階建てESG配慮型オフィス竣工 ・国立環境研究所が行うGHG濃度観測研究に協力(自社船に観測装置を設置) ・バイオディーゼル燃料の実証実験を実施 ・カーボンクレジットの検討 ・欧州環境規制（EU-ETS及びFuelEU Maritime）への対応 ・秋田申川太陽光発電所からの安定的な環境価値の調達 ・国内森林由来J-クレジット調達 ・脱炭素投資促進を目的としてICP導入・運用開始
	●大気汚染・廃棄物の削減 低硫黄燃料の使用 プラスチックの使用削減、3Rの推進		・プラスチック削減のため高性能造水器をV L C Cに設置 ・PETボトル自動回収機を日比谷フォートタワーに設置
	●生物多様性の保全 バラスト水処理装置の導入 森林づくり		・バラスト水処理装置設置 ・埼玉県森林づくり協定の締結 ・TNFD提言に沿った情報開示に向けた準備 ・山口県周南市の「豊かな海を育むブルーエコノミープロジェクト」への支援
Social ・安全安心を各ステークホルダーへ提供 ・多様性のある人材を確保し人的資本として活用 ・人権尊重 ・サプライチェーンとの協働	●安全・安心 安全に働ける職場環境の整備 事故の防止 事故発生時の対応強化 KPI：重大事故発生件数	（リスク） ・事故の発生により地域社会へ重篤な悪影響が発生 ・人的資本の多様化、育成に対応できず企業競争力が低下 ・労務環境の悪化でヒューマンエラーによる事故が発生 ・自社のみならずサプライチェーンにおいて人権侵害が発生し、信用失墜、経営リスクに繋がる恐れ （機会） ・事故発生率の減少により、更なる安定したサービスの提供が可能となり、顧客満足度向上に寄与 ・人的資本の蓄積で生産性向上 ・多様な人材交流の活発化によりレジリエントな組織に	・事故を未然に防ぐために策定された各種施策を安全環境委員会で精査 ・事故発生時の対応策の有効性を確認する訓練の実施 ・大地震発生、感染症蔓延を想定した事業継続計画（BCP）を策定 ・船員の労働負荷低減のため、運航スケジュールを調整
	●多様性と人的資本の強化 人材の多様性の推進と多様な人材を受け入れられる整備 人的資本の育成、強化 KPI：女性総合職比率 育児休暇取得率 海外短期研修・海外駐在経験者数		・多様性(外国人、中途採用、性別)のある人材の採用と育成・強化 ・AIによる船員配属計画の作成 ・内航船船員の自社養成 ・社会貢献方針の策定 ・当社従業員を対象としたエンゲージメントサーベイの実施
	●人権対応 サプライチェーンも含めた人権対応を推進 KPI：人権研修受講率		・社内横断的ワーキンググループを設置 ・国連グローバル・コンパクトへの賛同 ・サステナビリティ基本方針の策定 ・人権方針の策定 ・人権デューデリジェンスの継続実施 ・調達方針およびサプライヤー行動規範の策定 ・人権対応に関するサプライヤーアンケート調査実施 ・英国現代奴隷法に関する声明 ・外部通報窓口設置 ・当社グループ全役職員を対象とした人権研修実施
Governance ・ガバナンスを強化し経営の透明性を追求	●腐敗防止含めたコンプライアンス 腐敗防止、反社対応、独禁法遵守	（リスク） ・内部統制の機能不全で不祥事が発生し信用失墜 ・過剰なリスクテイクによる想定外の損失、過度のリスク回避による企業価値向上の機会の逸失	・腐敗防止方針の策定 ・インサイダー取引規則研修、ハラスメント防止講習の実施 ・競争法遵守方針の策定
	●リスク管理の高度化 適切なリスクテイクをする体制を整備	（機会） ・ガバナンスの強化で各ステークホルダーの立場を考慮した経営を実践 ・リスクとリターンを適切に管理した上で、投資を行い企業価値が向上	・取締役会、リスク管理委員会及び経営監査室が共同してリスク管理 ・投資委員会との開催
	●コーポレート・ガバナンスの強化 内部統制の強化 各ESG課題に対応する経営・組織体制の確立		・指名・報酬諮問委員会の委員長を独立社外取締役が務める ・従来の役員報酬制度にCDPスコアに基づく業績連動報酬、重大事故発生の有無を考慮した賞与を導入 ・取締役会実効性調査につき評価の独立性・客観性を更に高める観点から第三者によるアンケートを実施 ・女性取締役を2名へ増員 ・取締役の任期短縮(2年から1年)

＜中期経営計画「The Adventure to Our Sustainable Future」における財務数値目標＞

	2022年度実績	2023年度	2024年度	2025年度	2030年度
為替前提	135.07円/US\$	125円/US\$	125円/US\$	125円/US\$	
燃料油 ^{注1} 前提	US\$802/MT	US\$700/MT	US\$700/MT	US\$700/MT	
売上高 (億円)	1,413	1,230	1,200~1,300	1,250~1,350	1,900
営業利益 (億円)	200	117	120~130	130~140	210
海運業	162	86	85~93	93~100	150
不動産業	38	31	35~37	37~40	60
経常利益 (億円)	209	111	115~125	130~140	200
当期純利益 (億円)	234	100	110~120	120~130	180
EBITDA ^{注2} (億円)	342	255	270~280	280~290	440
ROE	23.3%	9%	9~10%	9~10%	10%以上
ROIC ^{注3}	11.2%	4.5%	4~5%	4~5%	5%以上
D/E Ratio (倍)	1.04	最大1.5	最大1.5	最大1.5	最大2.0

2024年度実績及び2025年度業績予想

(2025年5月8日発表)

	2024年度実績	2025年度予想
為替前提	152.73円/US\$	140円/US\$
燃料油 ^{注1} 前提	通期US\$612/MT	通期US\$590/MT
売上高 (億円)	1,419	1,340
営業利益 (億円)	171	114
海運業	136	79
不動産業	35	36
経常利益 (億円)	174	115
当期純利益 (億円)	184	115
EBITDA ^{注2} (億円)	325	267
ROE	13.2%	7~8%
ROIC ^{注3}	7.5%	4~5%
D/E Ratio (倍)	0.84	1.0程度

(注1) 適合燃料油の単価 (補油地：シンガポール)

(注2) 営業利益＋減価償却費＋主たる事業投資に係る受取配当金及び持分法投資損益

(注3) 利払前税引後利益 ÷ 投下資本

5. 財産及び損益の状況の推移

	第131期 (2021年度)	第132期 (2022年度)	第133期 (2023年度)	第134期 (当期) (2024年度)
売 上 高 (百万円)	104,100	141,324	137,950	141,866
経 常 利 益 (百万円)	9,431	20,858	21,800	17,368
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	12,526	23,378	19,745	18,367
1 株当たり当期純利益 (円)	118.39	220.96	186.61	173.60
総 資 産 (百万円)	247,130	265,453	293,228	306,431
純 資 産 (百万円)	91,333	110,587	132,126	145,645

(注) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。詳細は連結注記表の「会計方針の変更」をご覧ください。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当する事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
イイノガストランスポート株式会社	99百万円	100%	海運業
イイノマリンサービス株式会社	10百万円	100%	船舶の管理
株式会社イイノ・メディアプロ	50百万円	100%	フォトスタジオの運営
イイノ・ビルテック株式会社	40百万円	100%	ビル管理
イイノエンタープライズ株式会社	50百万円	100%	仲立及び舶用品売買
IINO SINGAPORE PTE. LTD.	520千シンガポールドル	100%	代理店業
IINO LINES GULF DMCC	1,500千UAEディルハム	100%	代理店業
I K K H O L D I N G L T D	23,301千英国ポンド	100%	海外不動産業
I K K U S A L L C	8,500千米ドル	100%	海外不動産業

(注1) 上記の重要な子会社を含め、当期の連結子会社は67社、持分法適用会社は8社であります。

(注2) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

7. 主要な事業内容

報告セグメント	主要な事業内容
外 航 海 運 業	全世界にわたる水域で原油、石油化学製品、液化天然ガス（LNG）、液化石油ガス（LPG）、発電用石炭、肥料、木材チップなどの海上輸送
内航・近海海運業	国内、近海を中心とした水域で液化天然ガス（LNG）、液化石油ガス（LPG）、石油化学ガスなどの海上輸送
不 動 産 業	東京都心とロンドン中心部における賃貸オフィスビルの所有、運営、管理及びメンテナンス並びにフォトスタジオの運営を行う不動産業

8. 主要な事業所及び設備

(1) 事業所

①当社 本社所在地：東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

②子会社

名 称	所 在 地
IINO SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール
イイノガストランスポート株式会社	兵庫県神戸市
IINO LINES GULF DMCC	UAE

(2) 設備

①運行船腹

区 分	保有形態	隻 数	重量トン数 (K/T)
社 船	当社	8	1,010,165
	国内子会社	15	22,299
	海外子会社	24	1,362,559
	計	47	2,395,023
用 船		40	1,562,990
合 計		87	3,958,013

(注) 上記の重量トン数には共有相手持分を含めて記載しております。

②賃貸ビル

名 称	所 在 地	延床面積 (㎡)
飯 野 ビ ル デ ィ ン グ	東京都千代田区内幸町	103,826.88
東 京 富 士 見 ビ ル	東京都千代田区富士見	10,686.60
飯 野 竹 早 ビ ル	東京都文京区小石川	4,852.98
汐留芝離宮ビルディング	東 京 都 港 区 海 岸	35,015.25
N S 虎ノ門ビル	東京都港区西新橋	9,210.56
日比谷フォートタワー	東京都港区西新橋	105,609.21
BRAC TON HOUSE	英 国 ロ ン ド ン	約2,027
1 1 1 S t r a n d	英 国 ロ ン ド ン	約3,510
SOUTHSTONE YARDS OFFICE-B	米 国 ダ ラ ス	22,548

- (注1) 東京富士見ビル及び汐留芝離宮ビルディングは他社と共有しており、延床面積には共有相手持分を含めて記載しております。
(注2) N S 虎ノ門ビル及び日比谷フォートタワーは区分所有であり、延床面積には他の区分所有者の所有面積も含めて記載しております。
(注3) BRAC TON HOUSE及び111 Strandは当社海外子会社が所有しております。なお、面積は賃貸面積となります。
(注4) SOUTHSTONE YARDS OFFICE-Bは他社と共有しており、面積は賃貸面積となります。

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員数

事 業 区 分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
外 航 海 運 業	271	14
内 航 ・ 近 海 海 運 業	205	△3
不 動 産 業	151	1
全 社 (共 通)	71	6
合 計	698	18

- (注1) 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属するものであります。
(注2) △は減少を表示しています。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
211	15	38.3	13.0

- (注) 従業員数に他社出向在籍者 (73名) は含まれておりません。

10. 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	22,512
株式会社日本政策投資銀行	17,301
三井住友信託銀行株式会社	15,063
株式会社三井住友銀行	13,780

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

12. 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当する事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 440,000,000株
2. 発行済株式総数 108,900,000株（自己株式3,096,941株を含む。）
3. 株主数 25,404名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,339	10.71
飯野海運取引先持株会	6,085	5.75
東京海上日動火災保険株式会社	4,211	3.98
株式会社みずほ銀行	4,210	3.97
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,552	3.35
株式会社竹中工務店	3,350	3.16
三井住友信託銀行株式会社	3,100	2.92
美須賀海運株式会社	2,477	2.34
日本生命保険相互会社	2,256	2.13
トーア再保険株式会社	2,253	2.12

（注1）持株数は、千株未満を切捨てて表示しております。
（注2）持株比率は自己株式（3,096,941株）を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
大 谷 祐 介	代表取締役社長 社 長 執 行 役 員	
鮎子田 修	取 締 役 常 務 執 行 役 員	経営企画部担当、経理部担当、人事部管掌、業務管理部管掌、ビル事業部管掌及び不動産開発企画部管掌
藤 村 誠 一	取締役執行役員	ケミカル船第一部担当、ケミカル船第二部担当、油槽船部管掌、ガス船第一部管掌、ガス船第二部管掌、貨物船部管掌及び IINO SINGAPORE PTE. LTD. Managing Director
保 木 裕 二	取締役執行役員	サステナビリティ推進部担当及び同部長委嘱、事業戦略部担当及び同部長委嘱、DX推進部担当及び同部長委嘱
三 好 真 理	取 締 役	（公財）国連大学協力会評議員及び学校法人津田塾大学評議員
野々村 智 範	取 締 役	
高 橋 静 代	取 締 役	(株)ベビーカレンダー社外取締役及び(株)シーイーシー社外取締役
姫 野 毅	取 締 役	旭化成(株)顧問
橋 村 義 憲	常 勤 監 査 役	
神 宮 知 茂	常 勤 監 査 役	
福 田 健 吉	監 査 役	新むつ小川原(株)代表取締役社長及び(株)リージョナルプラスウイングス社外取締役
三 宅 雄 大	監 査 役	三宅法律事務所（現 三宅荊野法律事務所） 弁護士及び山洋電気(株)社外取締役

- (注1) 取締役三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
- (注2) 監査役福田健吉及び三宅雄大の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- (注3) 監査役橋村義憲氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (注4) 監査役神宮知茂氏は金融機関における実務経験及び当社グループの経理業務を受託している関係会社の社長としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (注5) 監査役福田健吉氏は金融機関における実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (注6) 当社は、三好真理、野々村智範、高橋静代、姫野毅、福田健吉及び三宅雄大の各氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (注7) 当期中の退任取締役及び退任監査役並びに新任取締役及び新任監査役は次のとおりです。

<退任>	岡田明彦	取締役	(2024年6月26日任期満了により退任)
	小藺江隆一	取締役	(2024年6月26日任期満了により退任)
	大江啓	取締役 (社外)	(2024年6月26日任期満了により退任)
	山田義雄	監査役 (社外)	(2024年6月26日任期満了により退任)
	高橋洋	監査役 (社外)	(2024年6月26日任期満了により退任)
<新任>	藤村誠一	取締役	(2024年6月26日就任)
	保木裕二	取締役	(2024年6月26日就任)
	姫野毅	取締役 (社外)	(2024年6月26日就任)
	福田健吉	監査役 (社外)	(2024年6月26日就任)
	三宅雄大	監査役 (社外)	(2024年6月26日就任)

(ご参考) 執行役員（取締役の兼務者を除く）の状況（2025年3月31日現在）

氏 名	地 位	備 考
井 上 徳 親	常 務 執 行 役 員	海務部担当及びイイノマリンサービス(株)取締役社長
竹 田 篤	執 行 役 員	貨物船部担当及び同部長委嘱
岩 井 喜 一	執 行 役 員	イイノ・ビルテック(株)常務取締役
妹 尾 邦 彦	執 行 役 員	油槽船部担当及びガス船第一部担当
平 尾 聡	執 行 役 員	イイノガストランスポート(株)取締役社長
星 啓	執 行 役 員	技術部担当及び同部長委嘱及びイイノマリンサービス(株)常務取締役
恒 藤 康 孝	執 行 役 員	SR広報部担当及び業務管理部担当
大 島 一 祐	執 行 役 員	ビル事業部担当、不動産開発企画部担当及び同部長委嘱
荒 井 敦	執 行 役 員	人事部担当及び同部長委嘱
井 上 智 広	執 行 役 員	ガス船第二部担当及び同部長委嘱及びイイノガストランスポート(株) 取締役

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の人数 （人）
		基本報酬	業績連動報酬等		
			賞与	非金銭報酬等 (株式購入報酬制度)	
取締役 (うち社外取締役)	224 40	155 40	51 —	18 —	11 5
監査役 (うち社外監査役)	69 19	69 19	— —	— —	6 4
合計 (うち社外役員)	293 59	224 59	51 —	18 —	17 9

(注1) 当事業年度末現在の取締役は8名(うち社外取締役は4名)、監査役は4名(うち社外監査役は2名)であります。

(注2) 業績連動報酬等(月例報酬)は2024年7月から支給しております。

(注3) 賞与は、2024年7月に支給した賞与額のうち同年4月から同年6月までの3ヶ月間分に相当する金額と2025年7月に支給見込みの賞与額のうち2024年7月から2025年3月までの9ヶ月間分に相当する金額の合計額を記載しています。

(注4) 非金銭報酬等は、株式購入報酬制度により、月例報酬から職位に応じて役員持株会へ拠出することが定められた金額を記載しています。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額5億円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち社外取締役は0名)です。当社監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額1億20百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 業績連動報酬等に関する事項及び非金銭報酬等の内容

①賞与

業務執行取締役に対して2024年7月に支給した賞与は、2024年3月期の連結当期純利益等の目標値に対する達成度合いに応じて算定しました。また、業務執行取締役に対して2025年7月に支給予定の賞与は、同年3月期の連結当期利益等の目標値に対する達成度合いと重大事故発生の有無を考慮して算定する予定です。

企業価値向上に向けての新たな設備投資や株主還元の直接的な原資となる連結当期純利益を主要な指標とすることで、中長期的な企業価値の向上に資するインセンティブとなると判断しております。連結当期純利益等の指標の目標は前事業年度の実績に基づいて設定しており、2024年3月期の連結当期純利益の実績値は197億45百万円、2025年3月期の連結当期純利益の実績値は183億67百万円でした。

②業績連動型月例報酬

業務執行取締役の当事業年度に係る業績連動型月例報酬は、環境に関する情報開示を支援する国際的な非営利組織であるCarbon Disclosure Projectから付与されたスコア(以下「CDPスコア」という)に応じて算定しました。

当社は中期経営計画「The Adventure to Our Sustainable Future」において、脱炭素社会の実現に向けた計画策定と実行を重点戦略の一つと位置づけており、CDPスコアを指標とすることでその達成に資するインセンティブとなると判断しております。CDPスコアの目標は、従前のスコア実績や同業他社の取組み状況を考慮して設定しており、「CDP2023気候変動質問書」におけるCDPスコアの実績は、目標を上回りました。

③株式購入報酬制度

業務執行取締役の当事業年度に係る株式購入報酬制度に係る株式報酬は、月例報酬から職位に応じて設定された金額を役員持株会へ拠出させるとともに、役員持株会が市場から時価で取得した当社の株式を当事業年度末営業日に役員持株会から引き出させることにより当社の株式の交付を行いました。

株式購入報酬制度に係る株式報酬は、持分株式の価値が株価に連動し、業務執行取締役が株主と株主価値を共有することで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すことが可能となると判断しております。

なお、株価を指標とすることからその実績は東京証券取引所における市場相場であり、目標は設定しておりません。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し企業価値の向上に資するインセンティブとなるよう配慮して決定することを基本方針として、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を作成するよう指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容を尊重して取締役会において決定方針を決議しております。2024年7月より実施している決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

○決定方針の内容の概要

1. 基本方針

取締役の個別の報酬については、企業価値の向上に資するインセンティブとなるよう配慮して決定することを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬については、①各取締役の職位に応じて設定された固定報酬及び「CDP2023気候変動質問書」におけるCDPスコアに応じて支給する業績連動報酬からなる月例報酬、②連結当期純利益等を主要な指標とした業績の達成度合いや重大事故発生の有無を考慮して支給される賞与及び③全業務執行取締役を対象とした株式購入報酬により構成する。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬（月例報酬）のみを支払うこととする。

2. 月例報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の固定報酬は、職位に応じて設定された月例報酬とする。

3. 賞与（金銭報酬）ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

月例報酬のうちの業績連動報酬については環境に関する非財務指標としてCDPスコアを指標とする。

賞与は、企業価値向上に向けての新たな設備投資や株主還元の直接的な原資となる連結当期純利益を主要な指標とし、人為的な事由に起因する重大事故（海難事故等に限らず、情報システム障害や事務過誤による事故等も含まれます。）が生じた場合には減額を行う安全に関する非財務指標も採用し、毎年、一定の時期に支給する。

株式購入報酬制度は、株主と株主価値共有を一層深め、当社中期経営計画の達成に向けた経営陣の姿勢を明確化し、企業価値向上に向けた取組みをさらに推進させることを目的として、業務執行取締役の月例報酬のうち、職位に応じて設定された金額を役員持株会へ拠出させるとともに、役員持株会が市場から時価で取得した当社の株式(持分株式)を、原則として事業年度末営業日に、役員持株会から引き出させることにより、業務執行取締役に当社の株式を交付する制度である。株式購入報酬制度に係る株式報酬は、持分株式の価値が株価に連動し、業務執行取締役が株主と株主価値を共有することで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すことが可能となる。重大な不正会計や巨額損失等が発生した場合は、その責任に応じ、株式購入報酬制度により役員持株会で取得した株式の全部又は一部を無償返還するクローバック条項を適用する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬等については、短期的な業績の向上のみならず、中長期的な企業価値の向上に資するインセンティブとなるよう配慮して、固定報酬(月例報酬)、業績連動報酬(月例報酬)、業績連動報酬(賞与)及び業績連動報酬(株式購入報酬)の割合を決定する。

社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬(月例報酬)のみを支払うこととする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会での答申を踏まえ、各取締役の個別の報酬額を社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において決定する。なお、2024年6月以前は、業務執行取締役の報酬については、職位に応じて設定された固定の月例報酬、各事業年度の連結当期純利益等の目標値に対する達成度合いに応じて支給される賞与及び株式購入報酬により構成する方針としておりました。

○当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の固定報酬(月例報酬)の額、当事業年度に係る業務執行取締役の個人別の業績連動報酬(月例報酬)の額及び株式購入報酬制度に係る拠出金の額、並びに当事業年度に係る業務執行取締役の個人別の賞与のうち2024年7月支給分の額の決定に当たっては、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬諮問委員会での答申を踏まえ、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において、決定方針との整合性も含めて慎重に審議をした上で決議を行ったため、決定方針に沿うものであると判断しました。なお、当事業年度に係る業務執行取締役の個人別の賞与のうち2025年7月支給分の額についても、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬諮問委員会での答申を踏まえ、本株主総会後に実施される社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において、決定方針との整合性も含めて慎重に審議をした上で決議を行う予定であることから、決定方針に沿うものになると判断しております。

3. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

地 位	氏 名	出 席 状 況	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	三 好 真 理	取締役会 (開催23回中23回)	外交官として培ってきた豊富な国際経験と知識に基づき、客観的視点から適宜発言を行っております。 また、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見及び取締役の業務執行の監督の役割を適切に遂行しております。
	野々村 智 範	取締役会 (開催23回中23回)	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、客観的視点から適宜発言を行っております。 また、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見及び取締役の業務執行の監督の役割を適切に遂行しております。
	高 橋 静 代	取締役会 (開催23回中22回)	コンサルタントや事業会社の取締役として培ってきた豊富な経験に基づき、客観的視点から適宜発言を行っております。 また、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見及び取締役の業務執行の監督の役割を適切に遂行しております。
	姫 野 毅	取締役会 (就任後の開催 14回中14回)	企業経営者としての豊富な知識と経験に基づき、客観的視点から適宜発言を行っております。 また、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見及び取締役の業務執行の監督の役割を適切に遂行しております。
社 外 監 査 役	福 田 健 吉	取締役会 (就任後の開催 14回中14回) 監査役会 (就任後の開催 10回中9回)	金融機関における企業経営者としての豊富な経験と専門知識に基づき、社外監査役の立場から適宜意見を述べております。
	三 宅 雄 大	取締役会 (就任後の開催 14回中14回) 監査役会 (就任後の開催 10回中10回)	弁護士としての豊富な経験と企業法務に関する専門知識に基づき、社外監査役の立場から適宜意見を述べております。

(注1) 三好真理氏は(公財)国連大学協力会評議員及び学校法人津田塾大学評議員を兼務しております。当社は兼務先との間に取引関係はありません。

(注2) 高橋静代氏は㈱ベビーカレンダー社外取締役及び㈱シーイーシー社外取締役を兼務しております。当社は同社との間に取引関係はありません。

(注2) 姫野毅氏は旭化成㈱顧問を兼務しております。当社は同社との間に取引関係はありません。

(注3) 福田健吉氏は新むつ小川原㈱代表取締役社長及び㈱リージョナルプラスウイングス社外取締役を兼務しております。当社は同社との間に取引関係はありません。

(注4) 三宅雄大氏は三宅法律事務所（現 三宅蒔野法律事務所）弁護士及び山洋電気(株)社外取締役を兼務しております。三宅雄大氏が所属する三宅法律事務所（現 三宅蒔野法律事務所）と当社の間には取引関係がありますが、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しています。また、当社は山洋電気(株)との間に取引関係はありません。

4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社の関係会社の取締役及び監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により、被保険者が被る損害賠償金及び訴訟費用等が填補されます。

保険料は、特約部分も含め、全ての被保険者について当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。ただし、上記の保険契約により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由を設けております。

5. 補償契約の内容と概要

当社は各取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、職務の執行において悪意又は重過失があった場合は補償を行わない旨等を当該補償契約において定めております。

6. 責任限定契約の内容と概要

当社は各社外取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	41,139
現金及び預金	11,627
受取手形、売掛金及び契約資産	12,356
棚卸資産	4,492
繰延及び前払費用	2,632
その他流動資産	10,032
貸倒引当金	△0
固定資産	265,292
有形固定資産	225,055
船舶	94,075
建物及び構築物	48,546
土地	49,569
リース資産	1,871
建設仮勘定	30,297
その他有形固定資産	698
無形固定資産	3,663
電話加入権	9
その他無形固定資産	3,654
投資その他の資産	36,575
投資有価証券	25,660
長期貸付金	964
退職給付に係る資産	451
繰延税金資産	0
その他長期資産	9,500
資産合計	306,431

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	67,341
買掛金	8,936
短期借入金	48,578
未払費用	529
未払法人税等	1,222
前受金及び契約負債	3,237
賞与引当金	571
株主優待引当金	54
リース債務	1,184
その他流動負債	3,031
固定負債	93,446
長期借入金	72,076
役員退職慰労引当金	56
退職給付に係る負債	835
特別修繕引当金	5,632
環境規制対応引当金	54
受入敷金保証金	8,771
リース債務	814
繰延税金負債	4,694
その他固定負債	513
負債合計	160,787
(純資産の部)	
株主資本	128,432
資本金	13,092
資本剰余金	6,275
利益剰余金	110,975
自己株式	△1,910
その他の包括利益累計額	17,072
その他有価証券評価差額金	7,903
繰延ヘッジ損益	5,413
為替換算調整勘定	3,757
非支配株主持分	140
純資産合計	145,645
負債・純資産合計	306,431

連結損益計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) (単位: 百万円)

科 目	金 額	
売上高		141,866
売上原価		113,341
売上総利益		28,525
販売費及び一般管理費		11,425
営業利益		17,100
営業外収益		
受取利息	139	
受取配当金	1,827	
持分法による投資利益	313	
その他	453	2,731
営業外費用		
支払利息	1,234	
資金調達費用	167	
休止資産関連費用	449	
為替差損	488	
その他	126	2,463
経常利益		17,368
特別利益		
固定資産売却益	939	
投資有価証券売却益	1,802	2,741
特別損失		
固定資産除却損	86	
固定資産撤去損失引当金繰入額	20	106
税金等調整前当期純利益		20,003
法人税、住民税及び事業税	2,051	
法人税等調整額	△423	1,627
当期純利益		18,376
非支配株主に帰属する当期純利益		9
親会社株主に帰属する当期純利益		18,367

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨 (ご参考)

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) (単位: 百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	30,729
投資活動によるキャッシュ・フロー	△30,786
財務活動によるキャッシュ・フロー	△8,325
現金及び現金同等物に係る換算差額	122
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△8,260
現金及び現金同等物の期首残高	19,853
現金及び現金同等物の期末残高	11,593

(注) 本計算書は監査報告書の対象外です。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	64,624
現金及び預金	6,741
海運業未収金及び契約資産	10,521
不動産業未収金	661
短期貸付金	34,592
販売用不動産	3
貯蔵品	3,436
繰延及び前払費用	1,412
代理店債権	1,850
リース債権	312
その他流動資産	5,095
固定資産	163,493
有形固定資産	118,927
船舶	23,265
建物	40,166
土地	42,508
建設仮勘定	11,558
その他有形固定資産	1,430
無形固定資産	316
電話加入権	4
ソフトウェア	295
その他無形固定資産	16
投資その他の資産	44,250
投資有価証券	19,896
関係会社株式	13,069
出資金	25
関係会社出資金	1,181
長期貸付金	5,048
前払年金費用	451
リース債権	726
その他長期資産	3,853
資産合計	228,116

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	49,557
海運業未払金	5,522
不動産業未払金	863
短期借入金	21,615
1年内返済予定の長期借入金	14,018
未払法人税等	939
未払金	321
未払費用	381
前受金及び契約負債	3,051
賞与引当金	440
株主優待引当金	54
その他流動負債	2,354
固定負債	51,088
長期借入金	38,042
退職給付引当金	100
環境規制対応引当金	54
受入敷金保証金	8,733
繰延税金負債	4,071
その他固定負債	87
負債合計	100,644
(純資産の部)	
株主資本	117,390
資本金	13,092
資本剰余金	6,275
資本準備金	6,233
その他資本剰余金	42
自己株式処分差益	42
利益剰余金	99,933
利益準備金	1,125
その他利益剰余金	98,808
圧縮記帳積立金	27
別途積立金	11,000
繰越利益剰余金	87,781
自己株式	△1,910
評価・換算差額等	10,082
その他有価証券評価差額金	7,669
繰延ヘッジ損益	2,414
純資産合計	127,472
負債・純資産合計	228,116

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
海運業収益	119,889	
不動産業収益	11,296	131,184
売上原価		
海運業費用	100,361	
不動産業費用	6,818	107,178
売上総利益		24,006
販売費及び一般管理費		7,597
営業利益		16,409
営業外収益		
受取利息	774	
受取配当金	2,590	
その他	589	3,953
営業外費用		
支払利息	594	
資金調達費用	103	
休止資産関連費用	447	
為替差損	9	
その他	79	1,233
経常利益		19,130
特別利益		
投資有価証券売却益	1,802	
その他	9	1,811
特別損失		
固定資産除却損	89	89
税引前当期純利益		20,851
法人税、住民税及び事業税	1,806	
法人税等調整額	393	2,199
当期純利益		186,652

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

飯野海運株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 俊 之
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 細 井 友 美 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、飯野海運株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、飯野海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し、実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

飯野海運株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西 田 俊 之

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 細 井 友美子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、飯野海運株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第134期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第134期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、各監査役の業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に事業の報告を受け、必要に応じて往査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③財務報告に係る内部統制について、取締役等及び会計監査人から両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ⑤会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会計計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
- ④事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

飯野海運株式会社 監査役会

監査役（常勤） 橋村 義憲 ㊞

監査役（常勤） 神宮 知茂 ㊞

監査役 福田 健吉 ㊞

監査役 三宅 雄大 ㊞

(注) 監査役 福田健吉及び監査役 三宅雄大は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株 主 メ モ

事 業 年 度	4 月 1 日 から 翌 年 3 月 31 日 まで
定 時 株 主 総 会	6 月 開 催
配 当 基 準 日	期 末 配 当 金 3 月 31 日 中 間 配 当 金 9 月 30 日 （ 中 間 配 当 実 施 の 場 合 ）
単 元 株 式 数	100 株
株 主 名 簿 管 理 人 及 び 特 別 口 座 管 理 機 関	三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 有 限 公 司 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 丁 目 4 番 1 号
郵 便 物 送 付 先	三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 有 限 公 司 証 券 代 行 部 〒 168-0063 東 京 都 杉 並 区 和 泉 二 丁 目 8 番 4 号 電 話 0120-782-031 （ フ リー ダイヤル ） 受 付 時 間 9:00 ～ 17:00 （ 土 日 休 日 を 除 く ）
公 告 の 方 法	電 子 公 告 た だ し 、 電 子 公 告 に よ る こ と が で き な い 事 故 そ の 他 の や む を 得 な い 事 由 が 生 じ た と き は 、 日 本 経 済 新 聞 に 掲 載 し て 行 う こ と と し ま す 。 当 社 の 公 告 は ホー ム ペー ジ に 掲 載 し て お り ま す 。 https://www.iino.co.jp/kaiun
飯 野 海 運 株 式 有 限 公 司	〒 100-0011 東 京 都 千 代 田 区 内 幸 町 二 丁 目 1 番 1 号 飯 野 ビ ル デ ィ ン グ 電 話 (03) 6273-3069